令和９年度　給与支払報告書の提出について

給与支払報告書の必要な場合

令和８年１月～１２月中に給与を支払った方全員（退職者、パート、アルバイトを含む）分をご提出ください。提出いただいた給与支払報告書（個人別明細書）は、翌年度の市県民税の算定に用いられます。市県民税の適正な課税の観点から、金額の多寡や年末調整の有無にかかわらず、ご報告いただきますようお願いします。

上山市に提出していただく対象者

令和９年１月１日現在、上山市に住民票のある方について提出してください。
上山市以外にお住まいの従業員の方の分は、それぞれの自治体に提出してください。

総括表の記入例

追加分・訂正分として提出する際は、該当する方を〇で囲んでください。

給与支払者の法人番号（13 桁）又は個人番号（12 桁）を忘れずに記入してください。

⑨ 給与支払報告書（総括表）　追加分 ・ 訂正分

上山市長様　令和　9年　1月　29日提出

給与の支払期間	令和　8年　1月分から　12月分まで	指定番号	1234567
給与支払者の個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	事業種目：	製造業
フリガナ	〇〇カブシキガイシャ	受給者総人数	40
給与支払者の氏名又は名称	〇〇株式会社	上山市報告人員 ① 特別徴収	25
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	同上	② 普通徴収 退職者（B）	2
フリガナ		② 普通徴収（A・C・D）	3
同上の所在地	〒999－3192 山形県上山市河崎一丁目〇番△号	③ 合計（①＋②）	30 人
給与支払者が法人である場合の代表の氏名	代表取締役　上山　一郎	所轄税務署名	〇〇税務署
連絡者の氏名所属課、係名及び電話番号	総務課　経理係 氏名　上山　花子 電話 023－672－×××× 内線〇〇	給与の支払方法及びその期日	末日締　翌月5日払い
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 電話	納入書の送付	必要 ・ 不要

必ず上山市報告人員の③合計と給与支払報告書の提出枚数が一致していることを確認してください。

税理士などが作成した場合は、名称と連絡先を記入してください。
上山市からお問合わせさせていただく場合があります。

※ 社判、代表者印の押印は不要です。

ネットバンキング等を利用して納入する場合は不要に〇をつけてください。
税理士事務所等を通して提出する場合は、要・不要をきちんと伝えた上で提出してください。

- 総括表には**特別徴収者の人数と普通徴収者の人数を必ず記入**し、報告人員と提出する給与支払報告書の枚数が一致することを確認して提出してください。
- 本市での特別徴収が初めての場合は、指定番号欄の記入は不要です。
- 事業所の所在地・名称に変更がある場合は、別途「所在地・名称変更届」を提出願います。

仕切紙について

山形県では、特別徴収の完全実施を行っております。やむをえず普通徴収にする場合は、給与支払報告書の摘要欄に理由区分 A～D の中で当てはまるものを記載し、**特別徴収分と普通徴収分の区別がつくよう、同封している仕切紙を間に挟んで提出**してください。

普通徴収への切替理由は、下記のとおりです。

理由区分	普通徴収への切替理由
A	給与の支払が不定期
B	退職者または退職予定者（令和９年５月末現在）
C	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）
D	事業専従者（毎月給与支払いの場合を除く）

≪記入例≫　給与支払報告書　摘要欄

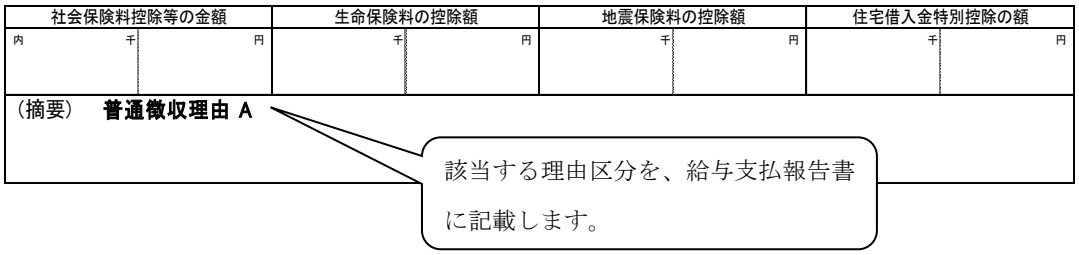

※ **給与支払報告書提出後に、特別徴収を予定としていた方が退職した場合は「給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書」の提出が必要**です。退職した際は、必ず提出くださるようお願いします。届出書の様式は、上山市ホームページに掲載していますのでご利用ください。

電子申告（ｅＬＴＡＸ等）により給与支払報告書を提出する場合

前々年に提出した源泉徴収票の枚数が 30 枚以上の事業所については、電子データによる提出が義務付けられています。詳細、注意点については、別紙をご覧ください。

郵送・窓口持参での提出方法

郵送、窓口持参（市役所１階７番窓口）の際は、この順番で提出してください。

① 総括表
② 特別徴収の給与支払報告書（１人につき１枚）
③ 仕切紙（切替理由書）
④ 普通徴収の給与支払報告書（１人につき１枚）

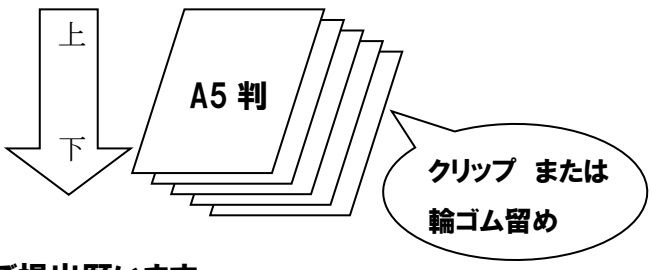

従業員様１人につき　１枚のみ提出をお願いします。
総括表・給与支払報告書の用紙のサイズは、「A5判」でご提出願います。

※ 紙面をスキャナで読み取りますので、管理の都合上、ホチキスを使用せず**クリップ留め**（大量の場合は**輪ゴム留め**）にご協力ください。**税理士事務所等へご依頼の際にもお伝えいただくようお願いします。**

※ 例年ご協力いただいておりますが、改めてご確認いただきますようよろしくお願いします。

～給与支払報告書（個人別明細書）作成の際の留意事項～

令和９年度の様式であることをご確認ください。
旧様式を使用した場合、課税誤りや課税が遅れる原因となります。
給与支払報告書の記入方法の詳細については、国税庁で作成している『令和８年分年末調整のしかた』及び『令和８年分源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』をご覧ください。

記入例

⑨ 給与支払報告書（個人別明細書）

※　※ 種別　※ 整理番号　※

支払いを受ける者	住所	※ 区分 上山市河崎1234番地 ❶	受給者番号 ❸ 1234
			個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8
			役職名
			氏名 (フリガナ) ❷ カミノヤマ タロウ 上山 太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の合計額	源泉徴収税額
給与	5 530 800	3 982 400	3 411 700	0

（源泉）控除対象配偶者の有無 ❹	配偶者（特別）控除の額	❺ 控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。） 特定	老人	その他	特親	16歳未満扶養親族の数 ❻	障害者の数 特別	その他	非居住者である親族の数
有 ○ 従有	380 000	1 従人	内 1 従人	1 従人	従人	5 人	内 1 人	1 人	1 人

特定親族特別控除の額	社会保険料控除等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金特別控除の額
千 円	内 千 円 (160 000) 421 700	千 円 120 000	千 円 50 000	⑯ 千 円 28 500

（摘要）❼ （1）上山　五郎（年少）
前職　上山商事（上山市河崎２－２）給与：450,000円 社会保険料：０円 源泉徴収税：０円
退職年月日：令和8年1月31日
上山　秋子（退職）令和8年6月7日　上山市河崎6789番地　600,000円

生命保険料の金額の内訳 ❽	新生命保険料の金額	45,210 円	旧生命保険料の金額	32,005 円	介護医療保険料の金額	68,920 円	新個人年金の金額	円	旧個人年金の金額 168,000 円
住宅借入金等特別控除の額の内訳 ⑯	住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)	31 年	2 月	1 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住（特）	住宅借入金等年末残高(1回目) 5,000,000 円
	住宅借入金等特別控除可能額	500,000 円	居住開始年月日(2回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目) 円

（源泉・特別）控除対象配偶者							
フリガナ	カミノヤマ ハナコ	区分		配偶者の合計所得	480,000 円	国民年金保険料等の金額	17,500 円
氏名	上山 花子					基礎控除の額 ❾	円
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3					旧長期損害保険料の金額	円
						所得金額調整控除額 ❿	円

控除対象扶養親族						16歳未満の扶養親族				
1	フリガナ	カミノヤマ ユキコ	区分		1	フリガナ	カミノヤマ ハジメ	区分		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
	氏名	上山 雪子				氏名	上山 一			
	個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6				個人番号	8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9			
2	フリガナ	カミノヤマ ハルキ	区分	01 ⑪	2	フリガナ	カミノヤマ ジロウ	区分		
	氏名	上山 春樹				氏名	上山 次郎			
	個人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7				個人番号	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8			
3	フリガナ		区分		3	フリガナ	カミノヤマ ナツミ	区分		5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
	氏名					氏名	上山 夏美			
						個人番号	1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3			
4	フリガナ		区分		4	フリガナ	カミノヤマ アキ	区分		(1) 901234567890
	氏名					氏名	上山 秋			
	個人番号					個人番号	4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 6			

未成年	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	その他	寡婦 ⑫	ひとり親 ⑬	勤労学生	⑭ 中途就・退職 就職	退職	年	月	日	⑮ 受給者生年月日 元号	年	月	日
										○		8	4	1	昭和	51	10	3

支払者		
	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 （右詰で記載してください）
	住所(居所)又は所在地	上山市河崎１丁目○番×号
	氏名又は名称	○○株式会社　（電話）０２３－６７２－××××

（市区町村提出用）

⑯ 住宅借入金等特別控除の額の内訳 ≪記載例≫

住宅ローンを組んだ回数
※ 年数の記載欄ではありません。

和暦で記載

必ずご確認ください
該当する区分を記入

年末残高を記入

住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)	31 年	2 月	1 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住（特）	住宅借入金等年末残高(1回目) 5,000,000 円
	住宅借入金等特別控除可能額	500,000 円	居住開始年月日(2回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目) 円

「住宅借入金等特別控除可能額」とは、その年の控除の限度額です。
年末調整において所得税で控除しきれず、市県民税で控除をうけるときは必ず記入してください。

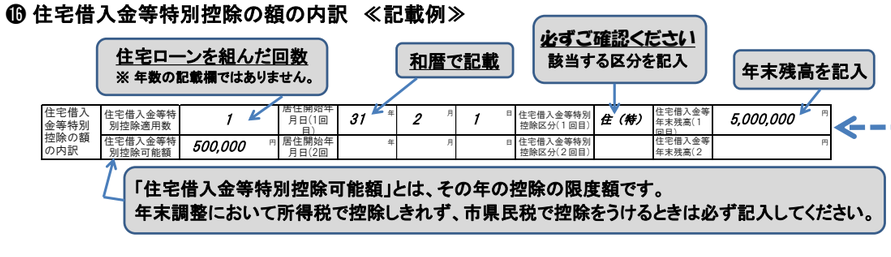

❶ 住所	令和９年１月１日現在、住民登録している住所を確認の上、正確に記入してください。
❷ 個人番号・氏名・フリガナ	記載漏れがないよう、正確に記入してください。
❸ 受給者番号	eLTAXで特別徴収税額通知書（納税義務者用）の電子通知を希望する場合は、必ず記入してください。
❹（源泉）控除対象配偶者の有無等及び配偶者（特別）控除の額	控除対象配偶者の適用を受けている場合は○を記入し、控除の額も記入してください。 配偶者が70歳以上の場合は老人欄にも○を記入してください。 配偶者特別控除の適用を受けている場合には○を記入せず、配偶者特別控除の額のみ記入してください。 ※夫婦が双方に配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者はこの控除を受けることはできません。
❺ 控除対象扶養親族の数（配偶者を除く） ※ 記入漏れや誤りがある場合は控除適用できない場合があります	それぞれの人数を記載し、控除対象扶養親族の氏名・フリガナ・個人番号を記入してください。 扶養親族の生年月日に注意してください。 ＊特定 … H16.1.2～H20.1.1生まれ　*19歳以上23歳未満の方が対象* ＊老人 … S32.1.1以前生まれ　*70歳以上の方が対象* ＊その他 … 上記以外の控除対象扶養親族 ＊特親… 受給者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等で合計所得金額が62万円超123万円以下である方（扶養親族の合計所得金額により控除額は異なります）
❻ 16歳未満扶養親族の数	年少扶養…H23.1.2以降生まれ ※市県民税で所得割・均等割の非課税判定する際、16歳未満の扶養親族を含んだ扶養親族の人数を用いて計算しますので記入漏れに注意してください。
❼ 摘要欄 ① 普通徴収とする場合 ② 前職分給与を含む場合 ③ 同一生計配偶者について ④ 扶養親族が5人以上いる場合 ⑤ 所得金額調整控除の適用がある場合 ⑥ 退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族がいる場合	① 普通徴収理由区分（A・B・C・D）を記入してください。 ② 前職分の給与支払金額、社会保険料控除額、源泉徴収税額、前職事業所名・住所、退職年月日を記入してください。 ③ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者に該当する場合、配偶者氏名の後ろに（同配）を付して記入してください。「障害者の数」欄にも記載してください。 ④ ５人目以降の扶養親族の氏名を記入し、「５人目以降の控除対象（16歳未満の）扶養親族の個人番号」欄と対応するよう、かっこ書きで番号を付してください。 ⑤ 扶養親族の氏名の後ろに（調整）を付して記入してください（ただし、扶養親族欄に氏名の記載がある場合は省略可）。 ⑥ 氏名の後ろに（退職）を付し、続柄、生年月日、障害区分、寡婦ひとり親、退職所得を除いた合計所得金額を記入してください。
❽ 生命保険料の金額の内訳	生命保険料の支払金額の内訳を記入してください。
❾ 基礎控除の額	R8年分については、合計所得金額により控除額が異なりますのでご注意ください。 合計所得金額2,350万円超の場合はR6までと変更ありません。
❿ 所得金額調整控除額	給与収入金額が850万円を超える者で本人が特別障害者である場合、または、23歳未満の扶養親族を有する者、若しくは特別障害者である配偶者や扶養親族を有する者で、所得金額調整控除の適用を受ける場合は、【（給与収入金額－850万円）×10%】に相当する金額を記入してください（限度額15万円）。
⓫ 控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族	5人以上の場合は、かっこ書きの数字を付し、右欄に個人番号、摘要欄に氏名を記入してください。 非居住者（国内に住所も1年以上の居所も有しない人）である場合には、「区分」の欄に01～04の区分を記載してください。 ・空欄（電子データの場合は「00」）… 居住者 ・「01」… 非居住者（30歳未満又は70歳以上） ・「02」… 非居住者（30歳以上70歳未満、留学生） ・「03」… 非居住者（30歳以上70歳未満、障がい者） ・「04」… 非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金）
⓬ 寡婦（該当する場合に○） （⓭ひとり親に該当する場合は除く）	夫と離婚した後婚姻していない者のうち、子以外の扶養親族を有する者で、前年の合計所得金額が500万円以下であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者、または、夫と死別・生死不明者のうち、前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者
⓭ ひとり親（該当する場合に○） （⓬寡婦控除との併用不可）	婚姻歴及び性別に関わらず現に婚姻をしていない者で、生計を一にする子（他の者の扶養親族である者以外で総所得金額等の額が62万円以下の者）があり受給者の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者
⓮ 中途就・退職	中途就職・退職者は「就職」「退職」に○を付け、年月日を記入してください。 ※ 年内に就職と退職の両方があった方は二段書きにしてください。
⓯ 受給者生年月日	元号は漢字（「大正」「昭和」「平成」「令和」）で記入してください。
⓰ 住宅借入金等特別控除の額 ※ 記入漏れや誤りは訂正分の提出を求める場合があります 必ず従業員様の「住宅借入金等特別控除の申告書」及び「年末残高等証明書」を確認してください。	住宅借入金等特別控除がある場合は、適用数、居住開始年月日（和暦）、区分、可能額を必ず記入してください。 ≪住宅借入金等特別控除区分≫ 住 … 一般の住宅借入金等特別控除の場合。特例居住用家屋に該当するときは「住（特家）」 認 … 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合。特例認定住宅等に該当するときは「認（特家）」 増 … 特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合 震 … 震災特例法第13条の2第1項の規定の適用を受ける場合。特例居住用家屋に該当するときは「震（特家）」 ●当該住宅の取得や増改築が「特定取得」に該当する場合には、「(特)」を付記します。　例：住(特) 「特別特定取得」に該当する場合は、「(特特)」を付記します。　例：住(特特) 「特例特別特例取得」に該当する場合は「(特特特)」を付記します。　例：住（特特特）